

令和4年 第12回 高鍋町農業委員会 総会 議事録

1. 開催日時 令和4年 12月26日(月) 午後2時から
2. 開催場所 高鍋町役場 第3会議室
3. 出席委員 農業委員 7名  
農地利用最適化推進委員 7名

農業委員

1番 山口 裕三      2番 松井 正一郎      3番 松崎 久範  
5番 上野 光正      6番 坂元 洋子      7番 幸妻 正浩  
会長 坂本 弘志

農地利用最適化推進委員

1番 橋口 卓史      2番 坂本 実      3番 橋口 昌央  
5番 永友 定己      6番 小嶋 秀樹      7番 坂本 幸  
8番 宮越 美秋

5. 議事日程

- 第1 議事録署名委員及び会議書記の指名
- 第2 会期の決定(別記のとおり)
- 第3 諸報告
- 第4 議案第54号 農地移動適正化あっせん事業について
- 第5 議案第55号 農地法第4条第1項の規定による許可申請書承認について
- 第6 議案第56号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書承認について
- 第7 議案第57号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の決定について
- 第8 議案第58号 農地利用状況調査に伴う非農地の判断について

6. 事務局職員 事務局長 杉 英樹      事務局長補佐 小澤 宏之  
係 長 兵藤 衣重      主 査 大嶋 昌子

(開会14時00分)

[事務局]

それでは、定刻になりました。会の進行を坂本会長、よろしくお願いいたします。  
す。

[議長]

ただいまから、令和4年第12回高鍋町農業委員会総会を開会いたします。  
これから本日の会議を開きます。

本日は、農業委員は、7名が出席です。

農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会は成立しております。

農地利用最適化推進委員は、7名が出席です。

本日は、農業委員会等に関する法律第31条第1項及び高鍋町農業委員会会議規則第11条の規定に該当する案件がございます。

議案討論の際に申しあげますので、よろしくお願いいたします。

これより議事に入ります。

日程番号1、議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。

高鍋町農業委員会会議規則第12条第1項の規定による議事録署名委員につきましては、議長指名とさせていただきます。

本日の議事録署名委員には、6番坂元洋子委員、7番幸妻正浩委員を指名いたします。

なお、本日の会議書記には、事務局職員の小澤宏之局長補佐を指名いたします。

日程番号2、会期の決定につきましては、別記のとおり本日12月26日の1日間といたします。

日程番号3、諸報告を事務局に求めます。

[事務局]

はい。事務局でございます。2ページをお開きください。

まず12月の業務報告について、でございます。

2日に、高鍋町議会の臨時会が開催をされております。

4日、日曜日ですけれども、みやざき就農応援相談会が開催されまして、坂本実推進委員に行っていただきました。

9日から21日まで、高鍋町議会の定例会が開催をされまして、最終日に追加提案で、副町長の同意案件が提案をされまして、小山圭一さん50歳が副町長として同意を得ております。年が明けて1月1日からの就任となります。

13日に、宮崎県農業会議の巡回が行われております。

12月の総会関係ですけれども、20日に現地調査を行いまして、本日26日が、総会となっております。

なお、28日水曜日が仕事納め式となっております。

続きまして、令和5年1月の業務計画でございます。

4日に、仕事始め式が行われます。

17日に、西都児湯管内市町村農業委員会事務局長会議が開催をされます。

その中で令和5年度の農作業料金等の協議が行われて、新年度の分が決まるかと思えます。

27日に、宮崎県農地集積・集約化推進大会が宮崎市で開催をされます。農業委員・推進委員の皆様全員の参加となりますので、よろしくお願いいたします。

また、2月の行事になります。一番下の段になりますけど、2月3日に西都児湯市町村農業委員会連絡協議会の農業委員・農地利用最適化推進委員の研修会と野外研修会ということで、新富町で開催をされます。過去2年間はコロナの関係で中止となっており、3年ぶりの開催となりますので、現委員の皆様としては初めての会とは思われます。

詳細につきましては、会議終了後にまた、お知らせをしたいと思います。お手元にビラをそれぞれ配布している分になります。よろしくお願いいたします。

1月の総会関係でございますが、23日が現地調査、30日が総会の予定となっております。

業務報告と計画については、以上でございます。

[事務局]

続きまして、県進達経過報告書を申しあげます。3ページを御覧ください。

10月28日総会承認分。

農地法第4条。〇〇〇〇さんのブロイラー鶏舎及び管理棟用地の件。11月24日付けで許可となっております。

農地法第5条。〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さんの営農型太陽光発電事業の件。11月11日付けで許可となっております。

農地法第5条許可処分取消。〇〇〇〇、〇〇〇〇さんの建売住宅及び通路の件。11月24日で通知が出ております。

11月28日総会承認分。

農地法第5条申請書取下。〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんの家庭菜園用地の件。12月2日で通知が出ております。

4ページをお開きください。

農地法第5条。〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんの露天駐車場の件、〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんの駐車場・資材置場の件、〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんの宅地分譲の件、〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんの一般個人住宅建築の件、〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんの集合住宅建築の件、〇〇〇〇と〇〇〇〇さんの集合住宅建築の件、12月13日付けで許可となっております。以上です。

5ページをお開きください。

「農地法第3条の3の規定による届出書について」は、〇〇〇〇、〇〇〇〇の2件で、御覧のとおりです。御確認ください。

6ページをお開きください。

「農地法第18条第6項の規定による通知について」は御覧の1件です。本日の議案第57号に関連しています。御確認ください。

7ページをお開きください。

「合意解約届出書について」は御覧の2件です。

確認をお願いします。

続きまして、8ページをお開きください。

「合意解約届出書について」は御覧の1件です。こちらは、農業経営基盤強化促進法による使用貸借契約の合意解約届出書です。

以上です。

[議長]

ただいまの報告2ページから8ページについて、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問等がないようですので、以上で諸報告を終わります。

日程番号4、議案第54号「農地移動適正化あっせん事業について」を議題とします。

農地移動適正化あっせん事業実施要領9のアの規定による申し出について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。9ページをお開きください。議案第54号「農地移動適正化あっせん事業について」です。

1番 令和4年12月13日 売渡しの申し出です。

申出者 ○○○○

農地の所在 高鍋町大字○○字○○\*\*\*\*\*番\* 畑 1, 172㎡

以上、この申し出につきまして、あっせん委員の指名をお願いいたします。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、あっせん委員の指名をいたします。

1番 売渡し 申し出

担当委員 2番 坂本 実 推進委員

順番委員 1 番 橋口 卓史 推進委員

よろしくお願いいたします。

日程番号 5、議案第 55 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請書承認について」を議題とします。

1 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。事務局です。12 ページをお開きください。

議案第 55 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請書承認について」

1 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番\*

登記地目 畑 現況 宅地 545 m<sup>2</sup>

申請人 〇〇〇〇

転用目的は、貸家です。

松井委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

2 番。

[2 番]

はい。2 番。説明します。農地法第 4 条による許可申請の承認についての案件です。

申請地は、14 ページを参照していただきます。真ん中に県道〇〇線が走っていますけど、ここは〇〇地区に当たりまして、〇〇の坂を上がりきったところに〇〇が右側にありますけど、そこを通り過ぎてしばらくすると、〇〇という〇〇が左側にあります。そこの前の道をちょうど地図上で中央辺りのところですけど、下に降りますと、行き詰ったところにあるのが申請地に当たります。

面積は 545 m<sup>2</sup>で、現状は既に貸家が 3 件建っておりまして、居住している状況でした。

当地は現所有者である〇〇〇〇氏の父親、亡父がもう亡くなっておられますが、転用許可を得ずに、平成13年頃に貸家として、建築していたとのこと  
で、この度、委員会から指摘を受けて、改めて、転用申請を行いたいという次第であります。

既に宅地に建っているため、そして、舗装もしてありますために土砂の流出等、また、生活排水は井筒を通して、側溝へ落としており、諸般の問題は生じないということです。万一問題が生じた場合は、適正に対処するというものであります。

無断転用に関しましては、始末書が添付してあります。

格段に問題がある案件ではないと思いますが、皆様の御審議をよろしく願います。以上です。

〔議長〕

事務局から補足することがありましたらお願いします。

〔事務局〕

はい。申請地は、第1種農地となりますが、集落に接続して建設されているため転用対象です。

貸家は、すでに建築されており、追認申請です。申請者の父親の代から〇〇を営んでいる従業員の貸家が必要であったこと、事業所から適度に近いこと、自己所有地の中で申請地以外では目的を達成することができないということで、1種農地ですが、やむを得ないと判断します。

本案件の資料は13ページからになります。13ページから15ページはそれぞれの図に申請地の位置を示したものです。

16ページは配置図です。敷地内に貸家3棟と駐車場、通路があります。

新たな工事はなく、資金の発生ありません。以上です。

〔議長〕

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは質問もないようですので、採決いたします。

本件原案のとおり承認することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

2 番の案件について、事務局より、議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。1 2 ページにお戻りください。

2 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番\*

登記地目 畑 現況 宅地 6 2 m<sup>2</sup>

申請人 〇〇〇〇

転用目的は、一般個人住宅敷地です。

担当の松井委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

2 番。

[2 番]

はい。2 番。説明します。この案件も先ほどと同じように無断転用の事後承認という案件に相当します。

申請地は1 8 ページを参照していただきますと、真ん中に斜めに通っておりますのが、県道〇〇線でありまして、〇〇方面に向かって、〇〇方面に向かう手前のすぐ左側に脇道がありまして、そこを直進していただきますと、ちょうど右の道路の角地が当該地に当たります。

申請地は6 2 m<sup>2</sup>と面積が少ないのですが、この案件も、平成1 7 年に相続により、母親から所有権移転された土地で、その際に申請漏れがあったと思われるということでございます。

現在既に宅地として家が建っており、隣接地との間の、言えば空き地みたいな状況で、草が生えておりますが、きれいに管理されており、生活排水、污水等の問題は生じないということで、別段問題はなかろうかと判断しております。

きれいに管理されているのは確かで、言えば、自宅の裏庭の空き地という、



現状そういう認識で構わないかなと判断いたしました。御審議のほどよろしく  
お願いいたします。

〔議長〕

事務局から補足することがありましたらお願いします。

〔事務局〕

はい。申請地は、小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と  
判断されます。

申請地は、細長い三角の農地で建物はなく、隣接宅地に現存する住宅と倉庫  
の住宅用地の一部として利用されており、他の土地で代替することが出来ない  
ということで、第2種農地ですが、転用はやむを得ないと考えます。

住宅は、申請者の父親が所有者の時に建設し、申請人が相続をしたというこ  
とです。相続時に手続きを専門家に任せたこともあり、敷地の一部が農地であ  
るとの認識がなかったことや、住宅敷地に申請地を含んだ経緯については両親  
が亡くなっているため知る人がいない状態で、以後認識を改めこのようなこと  
が無いようにしますという内容の始末書が添付されています。

本案件の資料は17ページからになります。17ページから19ページはそ  
れぞれの図に申請地の位置を示したものです。

20ページは土地利用計画図です。

新規工事はありません。雨水の処理は自然浸透により、排出します。

北側宅地との境界にはブロック塀があり、申請地と宅地と一体として、フェ  
ンスと生垣に囲まれているため、申請地から他者の土地に雨水が流出する懸念  
はありません。

資金については、新たな工事はないため、資金の発生はありません。以上で  
す。

〔議長〕

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは質問もないようですので、採決いたします。

本件原案のとおり承認することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程番号6、議案第56号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書承認について」を議題とします。

1番の1から1番の2まで、2件の案件について、同一の転用計画に基づく許可申請ですので、事務局より、一括して議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。21ページをお開きください。

議案第56号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書承認について」

1番1 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番\*

登記地目 現況 畑 566㎡

所有権移転です。

譲渡人 〇〇〇〇

譲受人 〇〇〇〇

1番2 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番\*

登記地目 畑 現況 畑 623㎡

所有権移転です。

譲渡人 〇〇〇〇

譲受人 〇〇〇〇

転用目的は、太陽光発電施設です。

担当の松崎委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

3番。

[3番]

はい。3番。説明いたします。これは、〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんからの〇〇〇〇への所有権移転です。

申請地は10号線から東に向かったところに〇〇〇〇がありますけど、そのすぐ東の道路を南へ約500m行ったところに、三角みたいな交差点があるのですが、そこを左に曲がって、20m先の右側くらいにあるのですが、地図で見てもらいますと、申請地が29ページにあります。

現状は竹林となっております、中までは、確認はできませんでした。畑沿いに境を測ったような杭が印として、境に旗が3か所、思われました。そこを造成して、ソーラーパネルを31ページにあるように、2筆ありますが、〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さん、図面のように28枚、32枚を設置されるということです。

また、高鍋町の適合通知書も添付をされていました。

資金につきましては、自己資金で、土地代が〇〇〇〇円、2件分、合わせて、造成費が約〇〇〇〇円、機材工事費用等が〇〇〇〇円の合計〇〇〇〇円です。通帳の残高照会が添付されておりましたけど、資金については、別に問題ないと思われます。

雨水につきましては、地下浸透で、また、竹藪は造成してそのまま太陽光を建てられるということなので、土砂の流出はないということです。

また事業用地周辺に保全設置をしますということです。以上です。よろしくお願いします。

[議長]

事務局から補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

はい。先ほど松崎委員より適合通知のお話がありました。適合通知とは、高鍋町の景観条例が10月から改正になりまして、太陽光パネルを設置する敷地が1,000㎡以上、用途区域内は500㎡、用途区域外は1,000㎡以上は、町の建設管理課に届出をすることになりまして、その届出を出したことに對する適合通知書が出ているということです。

申請地は、小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地となります。

申請地以外の山林宅地で太陽光発電施設の設置の検討をしましたが、同業他

社の介入があり計画を断念したということで、第2種農地ですが、転用はやむを得ないと考えます。

本案件の資料は28ページからになります。28ページから30ページはそれぞれの図に申請地の位置を示したものです。

31ページは配置図です。太陽光パネルの設置のみで、新たな污水排水の発生はありません。

そのほかの説明は松崎委員の説明のとおりです。以上です。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

1番の1から1番の2まで、2件の案件について、同一の転用計画に基づく許可申請ですので、一括して採決したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

それでは、異議がないようですので、一括して採決することといたします。

1番の1から1番の2まで、2件の案件について、原案のとおり決定することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって1番の1から1番の2まで、2件の案件については、原案のとおり決定いたしました。

2番の案件について、事務局より、議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。21ページにお戻りください。

2番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番

登記地目 現況 畑 396㎡

所有権移転です。

譲渡人 〇〇〇〇

譲受人 〇〇〇〇

転用目的は、太陽光発電施設です。

担当の松崎委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

3 番。

[3 番]

はい。3 番。説明します。これは〇〇〇〇さんから〇〇〇〇への所有権の移転です。転用目的は太陽光発電の施設です。

申請地は、33 ページを見てもらいますか。

10 号線沿いに〇〇のところの交差点を南に 50 m ほど行ったところに〇〇に行く交差点がありますけど、そこを西に向かってもらおうと、また 50 m ほど行ったところの左側に申請地がございます。ちょうど〇〇の駐車場の南側に当たるかと思います。

現状は雑草が生えていて、また今、枯れていた状態にありました。

ここに太陽光パネルを設置されるとのことでしたが、雨水の流出の防止のために敷地内に畝状の段差を新しく設けて、事業用地周辺に保全フェンスを設置しますとのことでした。

雨水については、地下浸透で、土砂の流出はないとのことでした。

資金については、自己資金で、残高照会が添付されており、問題ないと考えております。

土地代は〇〇〇〇円で、土地造成費が〇〇〇〇円、機材工事費用等が〇〇〇〇円で、合計〇〇〇〇円です。

以上です。よろしくお願いします。

[議長]

事務局から補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

はい。申請地は、都市計画区域で用途区域が準工業地域に定められた区域にある農地であることから、第3種農地となります。

本案件の資料は32 ページからになります。32 ページから34 ページはそれぞれの図に申請地の位置を示したものです。

３６ページは申請地の西側の公図です。３７ページは配置図です。  
そのほかの説明は松崎委員の説明のとおりです。以上です。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。  
それでは、質問もないようですので、採決いたします。  
本件原案のとおり承認することに賛成委員の挙手を求めます。  
挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

３番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。２２ページをお開きください。

３番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番\*

登記地目 現況 畑 ２９４㎡

所有権移転です。

譲渡人 〇〇〇〇

譲受人 〇〇〇〇

転用目的は、太陽光発電施設です。

担当の上野委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

５番

[５番]

はい。それでは、２２ページの件について、説明をさせていただきます。

まず資料の３９ページを見ていただきますと、図面がありますけども、真ん中を通っているのが、県道です。〇〇線です。ここ左側の奥にあるのですが、〇〇の交差点がありまして、そこから東側に行きます。途中に高鍋の〇〇があったり、〇〇があるのですが、そこを通り過ぎまして、〇〇川にかかっている

〇〇橋というのがあります。そこのふもとに申請地があります。

現況は雑木が茂っていて、4.5mの高さの雑木になっております。

41ページを見ていただきますと、これが設置計画にあるように整地して太陽光パネルを約60枚設置するそうです。登記地目が畑で面積が294㎡なのですが、3人名義の共有地で、県内に住んでおられる〇〇〇〇さんという方が3人の代表者となっておられるようです。

費用は全額、〇〇〇〇の自己資金となっております。総額が〇〇〇〇円で、土地代が〇〇〇〇円、機材工事費が〇〇〇〇円、土地造成費が〇〇〇〇円となっております。

〇〇〇〇の残高証明、同じものなのですが、添付がありましたので資金的には問題がないと思っております。

それから本件の転用は太陽光のパネルの設置でありまして、新たな汚水とか排水の発生はございません。

雨水は自然浸透によるもののほか、西側隣接水路へと流す予定です。このことにつきましては、小丸川土地改良区と協議が済まれております。

土地造成は整地、転圧工のみで、盛土等ありませんので、隣接地の土地流出はありません。

安全性につきましては、太陽光パネル保全のため、周辺に保全フェンスを設置しますが、万が一被害が生じた場合は〇〇〇〇が責任をもって対処することとなっております。

以上で説明を終わります。御検討方よろしくお願いいたします。

[議長]

事務局から補足することがありましたらお願いいたします。

[事務局]

はい。申請地は、都市計画区域で用途区域が第1種住居専用地域に定められた区域にある農地であることから、第3種農地となります。

本案件の資料は38ページからになります。38ページから40ページはそれぞれの図に申請地の位置を示したものです。

41ページは配置図です。雨水の排水について、西側隣接の水路へ流すとい

うことで、小丸川土地改良区所管ですので、そこからの意見書が申請書に添付されております。以上です。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件原案のとおり承認することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

4 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。22 ページにお戻りください。

4 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番\*

登記地目 現況 田 260 m<sup>2</sup>

所有権移転です。

譲渡人 〇〇〇〇

譲受人 〇〇〇〇

転用目的は、太陽光発電施設です。

担当の上野委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

5 番。

[5 番]

はい。それでは、説明をさせていただきます。まず場所ですが、43 ページを開いてください。さっき〇〇の交差点を東にと言いましたが、今度は西に西都方面へ約200 m行ったところに〇〇地区から通じる水路があります。44 ページの図面ではこれが、道路になっておりますけども、現況は水路になっておりまして、その横に縦長の申請地があります。



現況は雑草が茂っておりますけども、45ページの設置計画にあるように、整地をされまして、太陽光パネルを約40枚設置する予定となっているそうです。

登記地目は水田で、面積は260㎡となっております。

費用は全額〇〇〇〇の自己資金となっております。総額〇〇〇〇円でうち土地代が〇〇〇〇円、機材工事費が〇〇〇〇円、土地の造成費が〇〇〇〇円となっております。〇〇の残高証明が添付をしております。

先ほどと同様に本件転用は太陽光パネル設置であり、新たな汚水とか排水の発生はございません。

雨水は自然浸透によるもののほか、東側の隣の排水路へ流します。このことにつきましては、小丸川土地改良区と協議済みです。

土地造成は整地、転圧工のみで、盛土等もなく、隣接地の土地流出はありません。

安全性につきましては、太陽光パネル保全のため、周辺に保全フェンスを設置しますが、万が一被害が生じた場合は〇〇〇〇が責任をもって対処することです。

なお、この土地は小丸川土地改良区の受益地なのですが、地区除外の手続きを小丸川土地改良区と済んでおります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

[議長]

事務局から補足することがありましたらお願いいたします。

[事務局]

はい。申請地は、都市計画区域で用途区域が第1種住居専用地域に定められた区域にある農地であることから、第3種農地となります。

本案件の資料は42ページからになります。42ページから44ページはそれぞれの図に申請地の位置を示したものです。

45ページは配置図です。上野委員もおっしゃったとおり、雨水を東側の小丸川土地改良区所管の水路へ流すということについては、小丸川土地改良区の意見書が申請書に添付されております。以上です。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件原案のとおり承認することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

5 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。22 ページにお戻りください。

5 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番\*

登記地目 現況 田 140 m<sup>2</sup>

所有権移転。

譲渡人 〇〇〇〇

譲受人 〇〇〇〇

転用目的は、太陽光発電施設です。

担当の上野委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

5 番。

[5 番]

はい。それでは、説明をいたします。まず場所ですが、47 ページを見てください。先ほど承認をいただきました7037番1のすぐ隣になりまして、県道〇〇線で、〇〇の交差点から西側に約250 m行ったところに〇〇があります。〇〇の隣です。その〇〇のすぐ東側の農地になります。

現況は雑草が生い茂っておりますけども、49 ページを見ていただきますと、設置計画にありますように、太陽光パネルを約40枚設置するそうです。

登記地目は水田で、面積は140 m<sup>2</sup>でございます。

費用は全額、〇〇の自己資金となっております。総額〇〇〇〇円で、うち土地代が〇〇〇〇円、機材工事費が〇〇〇〇円、土地造成費が〇〇〇〇円となっております。〇〇〇〇の残高証明が添付をしてありました。

先ほどと同様に、本件転用は太陽光パネルの設置でありますので、新たに汚水、排水の発生はありません。

雨水は自然浸透によるもののほか、東側隣接水路へと流します。このことにつきましては、小丸川土地改良区と協議済みであります。

土地の造成は整地、転圧工のみで、盛土もなく、隣接地への土地の流出はございません。

安全性につきましては、太陽光パネル保全のため、周辺に保全フェンスを設置しますが、万が一被害が生じたときは〇〇〇〇が責任をもって対処することとさせていただきます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

[議長]

事務局から補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

はい。申請地は、都市計画区域で用途区域が第1種住居専用地域に定められた区域にある農地であることから、第3種農地となります。

本案件の資料は46ページからになります。46ページから48ページはそれぞれの図に申請地の位置を示したものです。

49ページは配置図です。

雨水の排出について、東側隣接の水路へ流すということで、所管の小丸川土地改良区の意見書が申請書に添付されています。以上です。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件原案のとおり承認することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認することに決定いた

しました。

6 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。23 ページをお開きください。

6 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番\*

登記地目 現況 田 145 m<sup>2</sup>

所有権移転です。

譲渡人 〇〇〇〇

譲受人 〇〇〇〇

転用目的は、太陽光発電施設です。

担当の坂元洋子委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

6 番。

[6 番]

はい。6 番。説明します。〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの有償の所有権移転です。

現地は51 ページを見てください。

県道〇〇線を〇〇方面へ向かい、〇〇手前、〇〇方面へ右折する角の145 m<sup>2</sup>の田んぼです。

転用の目的は、太陽光発電施設です。転用により、新たな汚水、排水の発生はありません。

雨水などは自然浸透によるもののほか、北側隣接水路へと自然流下により排出します。

小丸川土地改良区の承諾済みです。同改良区の意見書も添付されてきました。

土地造成は、整地、転圧工のみで、盛土などによる造成はなく、隣接土地への土砂流出の懸念はありません。

事業用地周辺には、保全フェンスを設置します。

資金については、土地購入費〇〇〇〇円、土地造成費〇〇〇〇円、機材工事費用など〇〇〇〇円、合計〇〇〇〇円。全額自己資金で、問題ない残高証明書が添付されていました。

以上、説明終わります。審議をお願いします。

[議長]

事務局から補足することがありましたらお願いいたします。

[事務局]

はい。申請地は、都市計画区域で用途区域が近隣商業地域に定められた区域にある農地であることから、第3種農地となります。

本案件の資料は50ページからになります。50ページから52ページはそれぞれの図に申請地の位置を示したものです。

53ページが配置図です。以上です。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件原案のとおり承認することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

7番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。23ページにお戻りください。

7番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番\*

登記地目 現況 田 185㎡

所有権移転です。

譲渡人 〇〇〇〇

譲受人 ○○○○

転用目的は、太陽光発電施設です。

担当の坂元洋子委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

6 番

[6 番]

はい。6 番。説明します。○○○○さんから○○○○さんへの有償の所有権移転です。

現地は55ページを見てください。県道○○線を○○方面に向かい、○○方面に向かう、右折手前20m左側にある185㎡の田んぼです。

転用の目的は太陽光発電施設です。

転用により新たな汚水、排水の発生はありません。雨水などは自然浸透によるもののほか、57ページを見てください。東側隣接素掘り水路へと自然流下により排出します。小丸川土地改良区の承諾済みです。

事業所周辺には、保全フェンスを設置します。

申請地は、小丸川土地改良区の受益地であったため、地区除外の手続きも完了済みです。改良区の意見書も添付されていました。

土地造成は、整地、転圧工のみで、盛土などによる造成はなく、隣接土地への土砂流出の懸念はありません。

資金については、土地購入費○○○○円、土地造成費○○○○円、機械工事費用など○○○○円、合計○○○○円。

全額自己資金で、問題ない残高証明書が添付されていました。

以上説明を終わります。審議をよろしく願います。

[議長]

事務局から補足することがありましたらお願いいたします。

[事務局]

はい。申請地は、小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と

なります。申請地以外の原野で太陽光発電設備の設置の検討をしましたが、同業他社の介入があり、計画を断念したということで、第2種農地ですが、転用はやむを得ないと考えます。

本案件の資料は54ページからになります。54ページから56ページはそれぞれの図に申請地の位置を示したものです。

57ページが配置図となっております。以上です。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件原案のとおり承認することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

8番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。23ページにお戻りください。

8番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番\*

登記地目 現況 田 228㎡

所有権移転です。

譲渡人 〇〇〇〇

譲受人 〇〇〇〇

転用目的は、太陽光発電施設です。

担当の坂元洋子委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

6番。

[6番]

はい。6番。説明します。〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの有償の所有権

移転です。

転用の目的は、太陽光発電施設です。

現地は59ページを見てください。〇〇線を10号線に向かい、〇〇の交差点を過ぎ、〇〇橋を渡り、〇〇の北側真後ろにあります。

転用により新たな汚水、排水の発生はありません。

雨水などは自然浸透により排出します。

61ページを見てください。

土地造成は北側接面道路と同程度の高さで、盛土造成を行い、平坦化します。

申請地東側の残存農地との境界は法面状に造成し、盛土の崩落防止に努めます。

事業用地周辺には、保全フェンスを設置します。

申請地は小丸川土地改良区の受益地であったため、地区除外の手続きを行い、完了済みです。

同改良区の意見書も添付されていました。

太陽光発電施設の計画に当たり、〇〇の方から苦情もあったのですが、〇〇〇〇さんからの周辺施設の所有者として、問題なきものと確認する同意書が添付されていました。

資金については、土地購入費〇〇〇〇円、土地造成費〇〇〇〇円、機材工事費など〇〇〇〇円、合計〇〇〇〇円。全額自己資金で問題ない残高証明書が添付されていました。

以上説明終わります。審議をよろしく申し上げます。

[議長]

事務局から補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

はい。申請地は、小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地となります。申請地以外の山林で太陽光発電設備の設置の検討をしましたが、樹木伐採など造成に費用がかかるため計画を断念したということで、第2種農地ですが、転用はやむを得ないと考えます。



本案件の資料は58ページからになります。58ページから60ページはそれぞれの図に申請地の位置を示したものです。

61ページは配置図となっております。以上です。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件原案のとおり承認することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

9番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。24ページをお開きください。

9番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番\*

登記地目 現況 田 271㎡

所有権移転です。

譲渡人 〇〇〇〇

譲受人 〇〇〇〇

転用目的は、太陽光発電施設です。

担当の幸妻委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

7番。

[7番]

はい。説明いたします。この件は〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの所有権移転でございます。転用目的としては、太陽光発電を設置するためということでございます。

場所は63ページを見てください。先ほど坂元洋子委員がおっしゃった所と

すぐ隣でありまして、〇〇の北側になります。

この事業費が総額〇〇〇〇円。その内訳につきましては、土地購入費が〇〇〇〇円、土地造成費が〇〇〇〇円、機材工事費が〇〇〇〇円ということで、全て自己資金ということで、金融機関の資金の証明も添付されておりました。

本件転用は太陽光パネルを設置であり、新たな汚水、排水等の発生はありません。

雨水等は自然浸透により、流出しますということで、土地造成、北側に面します道路と同程度の高さで盛土を行い、平坦化します。

西側に隣接する譲渡人が盛土造成を実施する予定ということになっているそうです。

東側につきましては、現状で道路と同程度の高さであり、隣接地への土砂の流出については、心配することはないだろうということでございます。以上でございます。

〔議長〕

事務局から補足することがありましたらお願いいたします。

〔事務局〕

はい。申請地は、小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地となります。申請地以外の山林で太陽光発電施設の設置の検討をしましたが、同業他社の介入があり、交渉が不調に終わり計画を断念したということで、第2種農地ですが、転用はやむを得ないと考えます。

本案件の資料は62ページからになります。62ページから64ページはそれぞれの図に申請地の位置を示したものです。

65ページは配置図です。申請地は小丸川土地改良区の受益地ですが、地区除外について、差し支えない旨の小丸川土地改良区の意見書が申請書に添付されています。以上です。

〔議長〕

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件原案のとおり承認することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

10番の1から10番の2まで、2件の案件について、同一の転用計画に基づく許可申請ですので、事務局より、一括して議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。24ページにお戻りください。

10番1 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番\*

登記地目 現況 田 265㎡ ほか1筆

所有権移転です。

譲渡人 〇〇〇〇

譲受人 〇〇〇〇

10番2 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番\*

登記地目 現況 田 8.29㎡

所有権移転です。

譲渡人 〇〇〇〇

譲受人 〇〇〇〇

転用目的は、太陽光発電施設です。

担当の幸妻委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

7番。

[7番]

はい。これも〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さんの相続人から〇〇〇〇さんへの所有権移転でございます。転用目的は太陽光施設の設置ということでございます。

場所は先ほど言いました、〇〇の北側にある、先ほどの隣の土地になります。

事業費につきましては、総額〇〇〇〇円ということで、内訳につきましては、土地代が〇〇〇〇円、土地造成費として〇〇〇〇円、機材工事費用として〇〇〇〇円ということで、全て自己資金となっております。金融機関の残高証明が添付されておりました。これも先ほどと一緒に、太陽光パネル設置をするものであり、新たな汚水、排水等の発生はありません。

雨水は自然浸透により排出します。

土地造成については、東側に隣接する土地で、太陽光施設を設置するため、農地転用の提出と、隣接地は北側道路と同程度の高さで盛土を行い、平坦化するため、本申請地、赤面道路が高くなっているため、盛土造成は道路の高さに合わせるのではなく、東側の土地に合わせるということで、土砂の流出はありませんということでございます。

なお、小丸川土地改良区の受益地でございますので、地区除外の手続きを行い、完了済みということで意見書が添付されておりました。以上です。

[議長]

事務局から補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

はい。申請地は、小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地となります。申請地以外の山林で太陽光発電施設の設置の検討をしましたが、同業他社の介入があり、交渉が不調に終わり計画を断念したということで、第2種農地ですが、転用はやむを得ないと考えます。

\*\*\*\*番\*は、未相続農地ですが、申請書に法定相続情報証明と申請者以外の法定相続人の相続分不存在証明書の写しが添付されており、申請者が相続人であることを確認しております。

本案件の資料は66ページからになります。66ページから68ページはそれぞれの図に申請地の位置を示したものです。

69ページが配置図となっております。以上です。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

10番の1から10番の2まで、2件の案件について、同一の転用計画に基づく許可申請ですので、一括して採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

それでは、異議がないようですので、一括して採決することといたします。

10番の1から10番の2まで、2件の案件について、原案のとおり決定することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって10番の1から10番の2まで、2件の案件については、原案のとおり決定いたしました。

11番の1から11番の3まで、3件の案件について、同一の転用計画に基づく許可申請ですので、事務局より、一括して議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。25ページをお開きください。

11番1 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*\*番\*

登記地目 現況 田 852㎡ ほか3筆

所有権移転です。

譲渡人 〇〇〇〇

譲受人 〇〇〇〇

11番2 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*\*番\*

登記地目 現況 畑 148㎡ ほか1筆

所有権移転です。

譲渡人 〇〇〇〇

譲受人 〇〇〇〇

26ページをお開きください。

11番3 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*\*番\*

登記地目 現況 田 547㎡

所有権移転です。

譲渡人 〇〇〇〇

譲受人 〇〇〇〇

転用目的は、太陽光発電施設です。

担当の幸妻委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

7 番。

[7 番]

はい。説明いたします。これも先ほどと同じところでありまして、場所の配置については、71 ページを御覧ください。〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの所有権移転です。

転用目的としては、太陽光発電施設の設置ということでございます。

ここも先ほどと同じように太陽光設置でありますので、新たな汚水、排水の発生等はありません。

雨水等につきましては、自然浸透でございます。

ここも道路と同じ高さに盛土をします。しかし、東側の隣接地に蓮がちょっと水田の状態で植えてある関係、盛土をした東側に高さ15 cmから20 cm程度の小さい畦を作って、雨水の流出と土砂の流出には、土手を作って迷惑をかけないようにするというところでございます。

その事業費につきましては、〇〇〇〇円。土地代が〇〇〇〇円、土地の造成費が〇〇〇〇円、機材工事費用等が〇〇〇〇円。全て自己資金ということでございます。金融機関の証明が添付されておりました。

ここも小丸川土地改良区の受益地であるため、地区除外の手続きを行い、完了済みということでございます。以上です。

[議長]

事務局から補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

はい。申請地は、小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地となります。申請地以外の山林で太陽光発電設備の設置の検討をしましたが、同業他社の介入があり、交渉が不調に終わり計画を断念したということで、第2

種農地ですが、転用はやむを得ないと考えます。

本案件の資料は70ページからになります。70ページから72ページはそれぞれの図に申請地の位置を示したものです。

73ページが配置図です。太陽光の設備と〇〇〇〇に貸す駐車場を設置される計画です。

74ページは配置図の詳細の説明が載っております。

75ページは、駐車場の面積の求積図となっております。

申請地の一部は小丸川土地改良区の受益地となっておりますが、地区除外について差し支えない旨の小丸川土地改良区の意見書が申請書に添付されております。

また、この案件も太陽光パネルを設置する敷地が1,000㎡以上ですので、高鍋町景観条例の規定に基づき、町の建設管理課へ届出書を提出し、適合通知書が出されております。以上です。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

11番の1から11番の3まで、3件の案件について、同一の転用計画に基づく許可申請ですので、一括して採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

それでは、異議がないようですので、一括して採決することといたします。

11番の1から11番の3まで、3件の案件について、原案のとおり決定することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって11番の1から11番の3まで、3件の案件については、原案のとおり決定いたしました。

12番の1から12番の2まで、2件の案件について、同一の転用計画に基づく許可申請ですので、事務局より、一括して議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。26ページをお開きください。

1 2 番 1 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番\*

登記地目 現況 畑 4 8 4 m<sup>2</sup> ほか3筆

所有権移転。

譲渡人 〇〇〇〇

譲受人 〇〇〇〇

1 2 番 2 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番\*

登記地目 現況 畑 1 4 4 m<sup>2</sup> ほか1筆

所有権移転。

譲渡人 〇〇〇〇

譲受人 〇〇〇〇

転用目的は、露天駐車場です。

担当の山口委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

1 番。

[1 番]

1 番。山口説明いたします。場所は1 0 号線の〇〇方面へ向かう〇〇のあるちょっと先のところ、右側の下ったところです。地図は7 7 ページを見ていただくと、三角になっているところとそのちょっとひつついたところがあります。

写真もあります。写真は1 0 3 ページです。右側に〇〇があります。その対面ですね。車がちょっと入りづらいところでした。

その〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんから〇〇〇〇、これは〇〇〇〇関係のです。駐車場がほしいということで、あそこを買って駐車場にするそうです。

汚水等の発生は駐車場のためにありません。周辺の環境に迷惑をかけるようなことはないということです。

それで代替地も探したけど、見つからなかったということです。

貯金通帳の参照も添付されておりました。

土地の値段なのですけども、1 反7 畝くらいなのですが、〇〇〇〇円です。反当〇〇〇〇円。坪単価でいくと、〇〇〇〇円。



売り手、買い手でこんなに違うのかなと思った次第です。  
以上です。審議のほどよろしく申し上げます。

[議長]

事務局から補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

はい。申請地は、小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地となります。

転用目的は、露天駐車場です。申請地は店舗に隣接しており、平地の形状でまとまった広さを確保できる条件に合致し、完成後の管理も安全、円滑に進めていくことができる土地であることから、他の土地に変えることができないということで、第2種農地ですが、転用はやむを得ないと考えます。

本案件の資料は76ページからになります。76ページから78ページはそれぞれの図に申請地の位置を示したものです。

79ページは敷地利用計画図です。

周囲にブロックを設置し土砂流出を防ぎます。

造成は砕石仕上げで、雨水については地下浸透させ、あふれた分は、既設の側溝や里道の側溝へ排出します。

転用目的が露天駐車場となっておりますが、〇〇の〇〇の会社の経営見直しによる付近の系列店統合のために、〇〇及び営業車が増加することが見込まれるためという理由も転用の理由として含まれております。

\*\*\*\*番、\*\*\*\*番へは里道を通っていくことになりますが、乗り入れについて建設管理課と協議済です。以上です。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

はい。どうぞ。

[7番]

79ページの図面を見まして、国道から排水がこう真ん中を抜けて折りだす

ようになっていますけども、この排水は付け替えられるのですか。

[事務局]

はい。排水については、申請者に確認をしたところ、もう何も付け替えをしないということです。

[7 番]

そのまま。

[事務局]

はい。聞いております。

[7 番]

排水なくていいのですか。排水はもうなくすということ。

[事務局]

いや、今あるU字溝側溝はそのまま活かしますということで。

[7 番]

そのまま活かすと。

[事務局]

はい。

[7 番]

わかりました。

[議長]

そのほか何か質問はないでしょうか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

1 2 番の 1 から 1 2 番の 2 まで、2 件の案件について、同一の転用計画に基

づく許可申請ですので、一括して採決したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

それでは、異議がないようですので、一括して採決することといたします。

12番の1から12番の2まで、2件の案件について、原案のとおり決定することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって12番の1から12番の2まで2件の案件については、原案のとおり決定いたしました。

13番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。27ページをお開きください。

13番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番\*

登記地目 現況 田 555㎡

所有権移転です。

譲渡人 〇〇〇〇

譲受人 〇〇〇〇

転用目的は、事業用駐車場です。

担当の山口委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

1番。

[1番]

はい。1番。山口説明いたします。場所は10号線を〇〇方面に向かって、右側のところにあります。地図は83ページです。長い感じで、今〇〇とかが結構展示されております。

それで写真が94ページです。これ見てもらおうと分かると思いますが、これ何回か非農地判断で行ったことがあると思うのですが、非農地判断を出す前に田んぼの登記になっているところをちょっと造成したというので始末書も付いております。

非農地判断になってしまったあとにそれをすればこういうまた違った手続きになっただろうと思うのですけれども、その前にやってしまったということで始末書がついています。

10号線と田んぼの間に国土交通省の土地が入っているということで、そこに関しては、建設省との話は済んでおるそうです。ただその間には、何も構築物とかはしないということだそうです。

なんでそこをするかという、〇〇に展示している大きな〇〇とかを手狭になったこちらに移動したいとそういうことで、こういう申請を出された。こっちがすごい山なのですけれども、法面をなだらかにして、崩れてくるというのを防ぐように斜面を削られております。

費用に関しては、土地代が〇〇〇〇円、造成費が〇〇〇〇円、合計で〇〇〇〇〇円です。貯金通帳の写しが付いております。それと、始末書も付いております。以上です。

〔議長〕

今、山口委員が言われました地図の件ですけれども、場所が違いまして、訂正を。今言われた写真は94ページでしょ。この地番が。

〔1番〕

違うと。

〔事務局〕

後ろの航空写真は別案件の非農地判断の航空写真なんです。土地の地番が全然違う場所なので。

〔議長〕

今13の案件は\*\*\*\*番\*なんですけど、ここにはそれは入っていないので。

〔1番〕

ほんと。違うの。

[議長]

ここだけ訂正をさせていただきます。

よろしいでしょうか。

[1 番]

はい。

[議長]

事務局から補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

はい。申請地は、小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地となります。

申請者は事業拡大のため、自身名義の北側隣接地を事業用地として造成しており、申請地も併せて整備する計画でした。他の土地では目的を達成できないということで、第2種農地ですが、転用はやむを得ないと考えます。

山口委員が、始末書があると言われましたが、北側隣接地の造成工事の際に、越境をして一部造成を行っているのが現状です。

工事の際、過去の地積測量図を参照し平面図を作成し、作業を進めていたということですが、計画を超えて工事をしてしまったという経緯や、以後は認識を改め、農地法を遵守することを約束しますという内容の始末書が、申請書に添付されております。

本案件の資料は80ページからになります。80ページから82ページはそれぞれの図に申請地の位置を示したものです。

83ページが関係する土地の図です。84ページは平面図です。

85・86ページは計画地と申請地の求積図です。登記簿面積は、555㎡ですが、こちらの面積が分筆登記時に、残地求積されたものだろうということで、平面図に記載のある面積は85と86ページの求積図から計算された面積が記載されております。

申請地は、駐車場としての利用で、生活排水の発生はありません。

雨水は、自然浸透のほか、自然流下により接面道路側溝へ排出します。残存法面より水が流れ出ることが予想されるため、U字溝を設置し、道路側溝へ排出する計画です。以上です。

〔議長〕

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件原案のとおり承認することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

ここで10分間休憩を取りたいと思います。

それでは40分から再開します。その間、休憩ですのでお願いします。

【 休憩中 】

それでは再開いたします。

日程番号7、議案第57号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。

まず、所有権移転です。

1番の案件につきましては、「所有権の移転を受ける者」が山口裕三委員本人である案件でありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項及び高鍋町農業委員会会議規則第11条の規定により、山口裕三委員は、この案件に関する議事に参与することができません。

山口裕三委員は、退室をお願いします。

【山口裕三 委員 退室】

それでは、1 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。87 ページをお開きください。

1 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番\* 畑 750 m<sup>2</sup>

所有権を移転する者 〇〇〇〇

所有権の移転を受ける者 山口 裕三

担当の橋口昌央推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員 3 番。

[推進委員 3 番]

はい。3 番。説明します。〇〇〇〇さんから山口裕三さんへの所有権移転の申請です。申請地は〇〇字〇〇\*\*\*\*番\*、750 m<sup>2</sup>の畑です。

〇〇〇〇さんに直接確認をしたところ、山口裕三さんとは趣味の仲間関係で知り合い、所有する今回の畑を山口さんになら譲ってもいいという気持ちから、今回の贈与になりました。私から農業委員会に売買の気持ちがあれば、申請できますよと提案しましたが、どうせなら知っている山口さんにもらっていたきたいとの本人の強い気持ちも確認しました。

場所は〇〇坂を上りきりまして、東の方に〇〇〇〇さんの〇〇等を栽培されているハウスまで直線で、4、500 mほど行ったところの道路南側の畑になります。これまで、〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんとの間で相対の契約を交わしてきましたが、今後は〇〇〇〇さんが作付けされる計画です。

[2 番]

費用については、無償、有償。

[推進委員 3 番]

すいません。補足が足りませんでした。費用については、譲渡という形で、

無償です。

[議長]

説明が終わりましたが、ほかに何か質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件原案のとおり決定することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

山口裕三委員は席へお戻りください。

【山口裕三 委員 入室】

2 番の案件について、議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

2 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番\*

畑 ほか11筆 19,866㎡

所有権を移転する者 〇〇〇〇

所有権の移転を受ける者 〇〇〇〇

担当の橋口卓史推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員1番。

[推進委員1番]

はい。1番。説明します。〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの有償移転です。

〇〇〇〇さんは、獣医師免許を持っており、認定新規就農者です。

申請地は、〇〇から北東へ300mほどの農地です。現地を確認したところ、\*\*\*\*番\*、\*、\*は1枚の畑で、牧草が植えていました。\*\*\*\*番



\*、\*、\*、\*は1枚の田で、やはり牧草が植えていました。\*\*\*\*番\*、  
\*、\*、\*は1枚の畑で、堆肥が撒いてありました。\*\*\*\*番\*は山林化し  
ていまして、購入後は木を切って、畑として活用の予定です。価格は〇〇〇〇  
円です。以上です。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件原案のとおり決定することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

次に、利用権設定です。

1番から6番まで、6件の案件について、順次、説明を行った後に、一括し  
て採決したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

それでは、異議がないようですので、順次、説明を行った後に、一括して採  
決することといたします。

1番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。89ページをお開きください。

1番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番\*

畑 ほか6筆 11, 657 m<sup>2</sup>

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当の坂本実推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員2番。

[推進委員 2 番]

はい。2 番。説明いたします。〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんとの新規の利用権設定です。申請地は〇〇〇〇から、北に約 7 0 0 m 先の十字路を左折して、〇〇橋を渡り、約 4 0 m 先の左側に〇〇〇〇さん自宅入口の道路を挟んで左右にあります。左に 4 筆、右に 3 筆となっております。農地はどちらとも耕運がされてありました。

契約期間は 5 年間で、1 0 a 当たり〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

2 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

2 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番\* 畑 3, 4 1 3 m<sup>2</sup>

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当の坂本実推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員 2 番。

[推進委員 2 番]

はい。2 番。説明いたします。〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんとの新規の利用権設定です。申請地は、今、説明しました〇〇〇〇さんの左側の畑の手前になります。農地はこれも耕運がされていきました。

契約期間は 5 年間で、1 0 a 当たり〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

次の 3 番から 6 番まで、4 件の案件につきましては、農地中間管理事業を活用した利用権設定となっており、「利用権の設定を受ける者」につきましては、すべて公益社団法人宮崎県農業振興公社となっております。

事務局による議案説明の際に、「利用権の設定を受ける者」についての説明は省略いたします。

3 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。90 ページをお開きください。

3 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番\*

畑 ほか1筆 4, 875 m<sup>2</sup>

利用権を設定する者 〇〇〇〇

担当の坂本実推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員 2 番。

[推進委員 2 番]

はい。2 番。説明いたします。〇〇〇〇さんから農業振興公社を介して、〇〇〇さんとの契約です。

\*\*\*\*番\*については、これまで円滑化事業を活用した利用権設定をしていました。期間満了を迎えたため、今回は農地中間管理事業を活用した貸借契約を行うものです。

申請地は、〇〇地区の〇〇を西に約40 m先を左折し、〇〇向けに約200 m行った左右にあります。どちらも〇〇が作付けをされてありました。

契約期間は5年間で、10 a 当たり〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

4 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

4 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番 畑 4, 337 m<sup>2</sup>

利用権を設定する者 ○○○○  
担当の坂本実推進委員より御説明をお願いします。

[議長]  
推進委員 2 番。

[推進委員 2 番]

はい。2 番。説明いたします。○○○○さんから農業振興公社を介して、○○○○さんとの契約です。これまで強化法で利用権設定をしていました。今年 3 月に契約期間満了を迎え、今回は農地中間管理事業を活用して、貸借契約を行うものです。

申請地は、○○地区の○○を西側に町道を道なりに約 6 0 0 m 先に行った左側になります。農地は最近ではないのですが、耕運された跡がありました。

契約期間は 9 年 1 0 か月で無償です。以上です。

[議長]  
5 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

5 番 農地の所在 大字○○字○○\*\*\*\*番 畑 1, 4 1 0 m<sup>2</sup>

利用権を設定する者 ○○○○  
担当の坂本幸推進委員より御説明をお願いします。

[議長]  
推進委員 7 番。

[推進委員 7 番]

はい。7 番。説明いたします。○○○○様より農業振興公社へ農地中間管理事業を活用しての利用権の設定です。

場所は、県道○○線を○○方面に向かうと、○○があり、○○方面に 1 km く

らのところに〇〇の茶畑があります。そのすぐ北側の畑、〇〇\*\*\*\*番で  
1, 410 m<sup>2</sup>の畑です。耕作者は〇〇〇〇で、現地を確認したところ、〇〇が  
植えてありました。

期間は10年で、貸借料は年間10a当たり〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

6番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。91ページをお開きください。

6番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番\*

畑 ほか2筆 9, 170 m<sup>2</sup>

利用権を設定する者 〇〇〇〇

担当の坂本幸推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員7番。

[推進委員7番]

はい。7番。説明いたします。〇〇〇〇様より農業振興公社、農地中間管理  
事業を活用して利用権の設定です。今までは3筆とも円滑化事業を活用して、  
利用権設定をしていましたが、期間満了を迎えるため、今回は農地中間管理事  
業を介しての契約となります。

場所は、県道〇〇線を〇〇方面に向かうと、〇〇の〇〇があります。そのそ  
ばが〇〇〇〇様の自宅になりますが、その周りの畑です。〇〇字〇〇\*\*\*\*  
番の畑、3, 204 m<sup>2</sup>のうちの1, 600 m<sup>2</sup>と字〇〇\*\*\*\*番\*、1, 62  
5 m<sup>2</sup>の畑は家の周りにあります。いずれも耕作者は、〇〇〇〇です。

反当たり2年間、〇〇〇〇円です。以上です。

次に〇〇〇〇の\*\*\*\*番\*、畑、4, 341 m<sup>2</sup>ですが、〇〇線県道の向か  
い側の南側になります。耕作者は〇〇〇〇で、〇〇が植えてありました。

期間は10年で、年間10a当たり〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

事務局、担当推進委員の説明が終わりました。

御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

1 番から 6 番まで、6 件の案件について、一括して採決することといたします。

1 番から 6 番まで、6 件の案件について、原案のとおり決定することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって 1 番から 6 番まで、6 件の案件については、原案のとおり決定いたしました。

日程番号 8、議案第 58 号「農地利用状況調査に伴う非農地の判断について」を議題とします。

1 番から 10 番まで、10 件の案件について、順次、説明を行った後に、一括して採決したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

それでは、異議がないようですので、順次、説明を行った後に、一括して採決することといたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。92 ページをお開きください。

議案第 58 号「農地利用状況調査に伴う非農地の判断について」です。

非農地判断現地調査を実施して、非農地と判断いただきました 1 地域と 3 地域の計 10 筆を議案にあげております。

説明につきましては、基本的に 1 筆ずつ行いますが、複数の筆で既に森林の様相を呈していることなどを目視により確認した場所につきましては、該当する複数の筆数にて行います。

航空写真は対象地を含む斜線プラス赤枠で、現況写真は対象地が青で示しております。

それでは、議案、航空写真、現況写真の順に説明をいたします。

まず1番大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番\*、2番大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番\*、3番大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番\*、4番大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番\*の4筆につきまして、航空写真は次の93ページになります。

場所は国道10号線沿いで、〇〇の事務所、工場のところから南に100mくらい行ったところになります。

現況写真が次のページ、94ページになります。山林原野に現況はなっております。

周辺の山林化により、復元しても継続的な利用が見込めないことにより、今回あげております。

議案92ページにお戻りください。

5番大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番\*につきましては、航空写真は95ページになります。

場所は国道10号線沿いで、航空写真に見えている真ん中辺り、白い部分が〇〇ですけども、そこから南に50mくらい行ったところになります。

現況写真が次の96ページになります。山林原野となっております。

周辺の山林化により、復元しても継続的な利用が見込めないことにより、今回あげております。

議案92ページにお戻りください。

6番大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番\*につきましては、航空写真は97ページになります。

場所は国道10号線沿いで、次の98ページの現況写真を見ていただければわかりやすいかもしれませんが、右側に見える白い建物が〇〇の資材置場で、そこから100mくらい行った、南西の辺りになります。

現況が道路になっておりますので、今回あげております。

続いて、また議案92ページにお戻りください。

7番大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番\*、こちらにつきまして、航空写真は99ページになります。

場所は国道10号線沿いで、〇〇の前の辺りになります。

現地写真が100ページで、現況が道路になっておりますので、今回あげて

おります。

続きまして、92ページにお戻りください。

8番と9番を説明します。

8番大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番\*、9番大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番\*につきまして、航空写真は101ページになります。

場所は、国道10号線沿いで、〇〇などがあります店舗のところの前に〇〇がありますけども、その付近になります。

現況写真が102ページで、現況が道路になっておりますので、今回あげております。

議案92ページにお戻りください。

10番、最後になります。大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番\*につきましては、航空写真が103ページになります。

場所は〇〇の南側、先ほど議案第56号の12の2でもありましたけど、申請地の説明がありましたけど、そちらの南側の辺りになります。

現況写真は104ページになります。上のほうが、\*\*\*\*番\*の全体がわかるようになっています。下は参考に付けておりますけど、東側の方がちょっとわからない部分があるために、つけさせていただいています。

現況は原野で、狭小地であり、復元しても継続的な利用が見込めないため、今回あげております。

以上で説明を終わります。

[2番]

ちょっといいですか一つ。

[議長]

はい。どうぞ。

[2番]

調査年月日、これ11月じゃないと。今月やったか。

[2番]



1 1月です。

[2 番]

1 1月ですよ。1 2月1 2日は。

[事務局]

先月あげるところで。

[2 番]

1 2月1 2日、こっちにおらなかったような記憶があるから。記載間違いかなと思って。

[事務局]

再度調査を事務局で、写真を撮った日付の関係と隣接の状況とあわせて、全部もう一回周り直して、前回と合わせた最後の日付が入っています。

[2 番]

高鍋におった気がしたから。すみません。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

1 番から1 0 番まで、1 0 件の案件について、一括して採決することといたします。

1 番から1 0 番まで、1 0 件の案件について、原案のとおり決定することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって1 番から1 0 番まで、1 0 件の案件については、原案のとおり決定いたしました。

以上で、本日の議案の審議、すべてを終わりました。

これをもちまして、令和4年第1 2回高鍋町農業委員会総会を閉会いたします。

す。

(閉会 1 5 時 5 6 分)